

【リスク情報の空白域解消に向けた内水浸水想定区域図の作成推進】

現状把握

- 気候変動に伴う降雨量の増加等を踏まえて「流域治水」を推進する中、下水道施設が整備途中の場合や施設計画を超過する降雨の場合においても、人的・経済的な被害を最小化するため、下水道による雨水幹線や貯留浸透施設等のハード施策とともに、**内水ハザードマップの公表等のソフト施策をさらに推進・強化することが必要。**
- 令和3年の水防法改正により、市町村が作成する内水ハザードマップのベースとなる「**想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図**」の作成対象団体を大幅に拡大。
【改正前】水位周知下水道（地下街を有する約20団体を想定） →【改正後】原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体（約1,100団体）
- 令和4年9月末時点で、下水道による浸水対策を実施している1,108団体のうち約11%（122団体）において作成済。



内水浸水想定区域図
(イメージ)

課題設定

- 水害リスク情報の空白地帯解消の観点から、内水ハザードマップのベースとなる内水浸水想定区域図の作成・公表を促進する必要があるが、**財政的理由、人的リソース(特に技術系)の不足**、加えて、「**過去に浸水被害がない**」「**洪水ハザードマップを代用**」等の理由から作成が進まないことが懸念。

インプット

- ・ソフト施策の更なる推進・強化等の今後進めべき施策を取りまとめた「**気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について**」(提言)(R2.6)
- ・**流域治水関連法による水防法改正**で、内水浸水想定区域図の作成対象を大幅に拡大(R3.4成立、R3.11.1全面施行)

アクティビティ

財政的支援

- ・浸水想定区域図の作成等に要する費用の1/2を支援する「**内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設**」(R4年度)

技術的支援

- ・内水浸水想定区域図の必要性や簡易な浸水想定手法の解説を充実させるなど「**内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)**」を改訂(R3.7)
- ・上記マニュアルの内容のうち、作成のための手順を簡潔に示した**手順書**を作成(R3.11)
- ・甚大な浸水被害が生じた地域において**先進事例**を創出(R4年度)
- ・**優良事例**を収集し、その成果も踏まえ「**内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)**」を改訂(R5年度予定)

意識醸成

- ・下水道管理者向けの**説明会開催**(800アカウント以上参加、R4.6)や**都道府県主催の浸水対策勉強会**を活用した周知徹底(R3~)

- ・特に近年の被災自治体を対象とした個別の技術的支援を実施
- ・下水道のみならず、河川やその他水路等も考慮した**リスク評価に係る研究**を実施

- ・定期的な**フォローアップ調査**を実施するとともに、より現場に近い**地方整備局、広域自治体である都道府県、技術スタッフを抱える関連団体等と連携**し、下水道管理者への支援と作成促進を実施(R4~)

アウトプット

- ・**内水浸水想定区域図の作成・公表が加速化**
【短期】(~R7)過去に浸水実績がある団体など**約800団体**
【中・長期】下水道による浸水対策を実施している**全ての団体(約1,100団体)**

- ・浸水対策に対する**下水道管理者の意識と技術力が向上**

- ・各支援策の進捗状況等を踏まえ、**アクティビティに係る課題を抽出、支援策等を改善し、アクティビティにフィードバック**

アウトカム

- ・下水道による浸水対策が実施されている**全ての市町村(約1,100市町村)**において内水ハザードマップを作成・公表(不動産取引における重要事項説明での活用も含む)
- ・内水ハザードマップの公表により、住民もしくは施設管理者等が自ら避難する「**自助**」の取組みや、地域内で協力し合うことによって浸水被害の軽減を図る「**共助**」の取組みを促進

- ・加えて、浸水対策に対する意識向上等も相まり、想定される被害の大きいエリアからハード整備を優先するなど、事前防災の考え方に基づく計画的なハード対策も促進され、**ハード・ソフト両面の対策が効果的に展開**

- ・国・都道府県・関係団体による**基礎自治体を技術的に支援する体制を確立**
- ・課題の抽出、支援策の改善等プロセスを通じた、**新たなEBPM(証拠に基づく政策立案)**に反映

インパクト

- ・内水ハザードマップの公表等により、**比較的発生頻度が高く、社会経済被害が大きい内水氾濫**における**防災・減災対策に寄与**

- ・課題への**対応策、政策立案プロセス等に関するノウハウを継承**

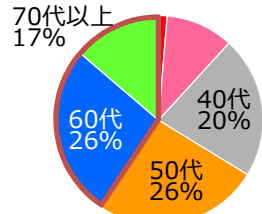
【建築BIM活用総合推進事業・建築BIM加速化事業】

現状把握

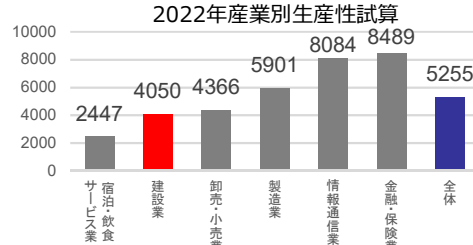
○建築分野の高齢化・生産年齢人口の減少・生産性の低さは喫緊の課題

- ✓ 建築士事務所に所属する一級建築士(約13.8万人)は約4割が60歳以上で、年々減少・高齢化が進展
- ✓ 試算によると、建設業の生産性は全体平均よりも低い

所属一級建築士の年齢



国土交通省作成 (令和4年4月1日時点)



内閣府「2020年度国民経済計算」より国土交通省作成

○建築BIMは「デジタルデータの建築物を作る」ものであるため、シミュレーション等により建築生産現場の生産性の向上、質の向上を可能とする

○建築分野のBIMの導入率は不十分

- ✓ 設計・施工者等のBIM導入率は全体で46%のところ、100人以下の企業では約2~3割に留まる
- ✓ 中小事業者のBIM導入にあたっては、プロジェクトベースの協働による導入・活用手法の横展開が効果的

企業規模別のBIM導入率

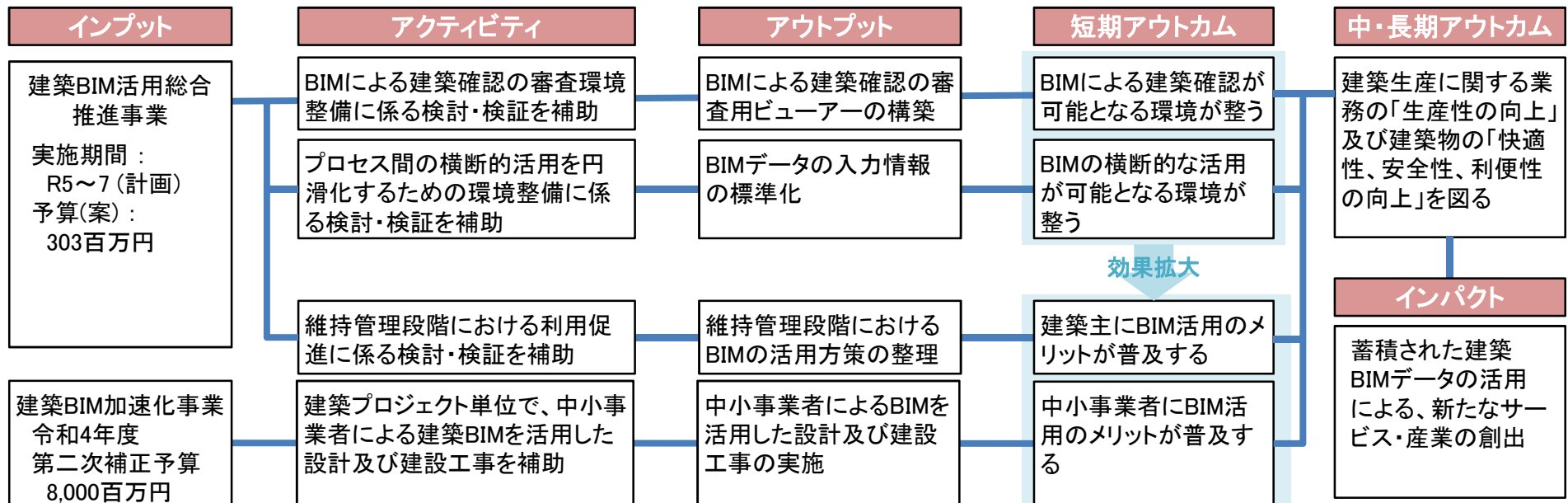
企業規模	導入済 (%)	未導入 (%)
全社	46.7	53.3
1人~2人	20.0	80.0
3人~5人	23.6	76.4
6人~10人	29.0	71.0
11人~20人	36.7	63.3
21人~30人	34.5	65.5
31人~50人	35.2	64.8
51人~100人	32.4	67.6
101人~300人	50.5	49.5
301人~500人	68.0	32.0
501人~1,000人	83.3	16.7
1,001人~2,000人	69.2	30.8
2,001人~5,000人	84.1	15.9
5,001人以上	87.8	12.2

100人以下

建築分野におけるBIMの活用・普及状況の実態調査 (令和3年1月 国土交通省調べ) より

課題設定

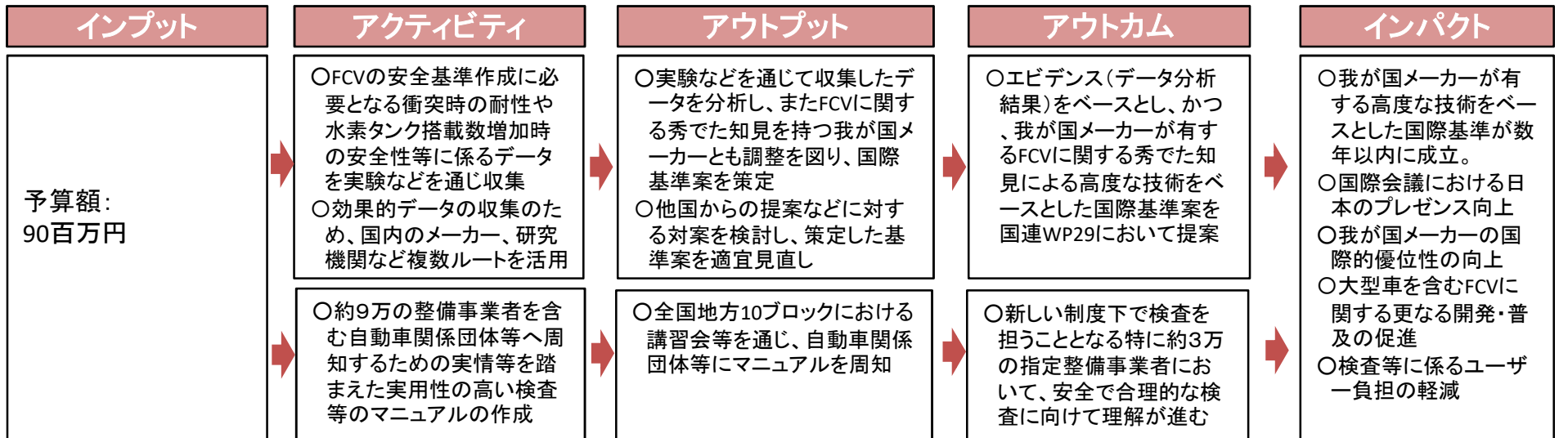
建築生産に関する業務の生産性の向上及び建築物の質の向上を図り、さらに蓄積された建築BIMデータの活用による新たなサービス・産業の創出に資するため、建築BIMの社会実装を加速化することが必要である。そのため、建築BIMの社会実装のキーポイントである、BIMによる建築確認、プロセス間の横断的活用を円滑化するための環境整備や維持管理段階における利用促進に係る検討・検証及びプロジェクトベースの中小事業者における活用促進といった、建築BIMの社会実装を加速化するための取組に対して支援を行う。



【高圧水素タンクを搭載する自動車の安全確保に関する検討・調査】

現状把握	<ul style="list-style-type: none"> ● カーボンニュートラル(CN)の実現に向けては、燃料電池自動車(FCV)等の電動車の普及が課題。水素により動力を得るFCVについては、今後市場拡大していくことが見込まれる一方、FCVに搭載される水素タンクに対する安全規制については、国内においては、経済産業省所掌の高圧ガス保安法(高圧法)と国土交通省所掌の道路運送車両法(車両法)の2法が適用され、手続き上の負担が指摘されている。これを受け、経産省が国会に法案を提出し、2022年6月に成立(2023年末に施行予定)。同法案の施行に伴い、公道を走行するFCVに関しては、現在は高圧法で実施されている容器等の「型式承認」や「検査」が、今後は車両法における「型式指定」や「検査」に一元化され、基準整備等の業務も国土交通省へ移管される予定。 ● CNに向けた世界的課題としては、例えば、実用性の高い大型車のFCVの実現が挙げられるが、メーカーが開発・普及を促進するうえで重要となる自動車安全・環境基準を国際的に議論する国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、それらの安全性評価手法等の基準策定が重要なテーマとなる見込みであり、基準策定に必要な衝突・火災安全性に関するデータの収集・分析を積極的に行っていくことが必要。 ● また、国内の自動車関係団体等においては、上記一元化に伴い高圧法から車両法に移管された「検査」等を確実に実施するという新たな対応が必要。
-------------	---

課題設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際基準を策定するうえで必要となるデータの収集・分析を実施し、実用性の高い大型車のFCVの実現といった世界的課題を含め、FCVに関する国際基準の策定を、日本として主導し、我が国メーカーが有するFCVに関する秀でた知見による高度な技術をベースとした国際基準を策定することで、我が国メーカーの国際的優位性の向上に繋げる。 ● 約9万の自動車整備事業者から構成される団体をはじめ、国内自動車関係団体等においては、今後は車両法体系下で検査等を実施する必要があることから、国交省が、これらの関係団体等に対してマニュアル等を作成・周知し、理解促進を図ることで、これまで高圧法・車両法の2法の適用により生じてきた検査等に係るユーザー負担を軽減する。
-------------	--



【国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業】

現状把握

- 本事業により自然体験コンテンツの造成が進んでおり、訪日外国人の国立公園利用者数は490万人(2015年)から667万人(2019年)に増加したものの、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少。
- コロナ後の回復に向け、自然の中での感動体験を柱とした**滞在型・高付加価値観光**や、**サステナブルツーリズム**、**アドベンチャーリズム**の実現を目指し、より「**上質な自然体験コンテンツの造成**」と持続可能な「**保護と利用の好循環**」に取り組む必要。

課題設定

- 訪日外国人の旅行消費額等の増加に向けて、各国立公園等では、上質な利用による高付加価値化を念頭に、①「**地域のテーマやストーリーの磨き上げ**」、②「**コンテンツ造成**」、③「**提供体制の整備**」が必要。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム		インパクト
<p>【予算額】 R3: 14.8億円</p> <p>R4: 1億円</p> <p>R5: 1億円</p>	<p>① 計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマやストーリーの磨き上げ ・自然体験活動促進計画などの計画策定 <p>② 国立公園等のコンテンツ造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を踏まえた、国立公園等のコンテンツ造成 <p>③ 提供体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・ビジターセンターでの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマやストーリーの磨き上げにより、国立公園等ならではの体験コンテンツ数が増加。 <p>【参考】R1～R4で37件造成 (先行8公園。R1及びR2は前身事業の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定数が増加し、人数制限や利用者負担などの仕組みが増加。 ・提供体制整備により、持続可能で循環型の仕組み作りの検討が進む。 ・自然保護を基盤とした観光人材の育成が進む。 	<p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園等ならではのコンテンツが提供され、利用者数、国立公園内宿泊者数が増加し、消費額が増加。 <p>【参考】先行8公園 訪日外国人消費単価(交通費・買物除く) H30 45,806円 ⇒ R元 48,097円 (以降コロナで調査中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナ影響前(667万人)に回復。 ・人数制限と利用者負担金の増加により体験と環境保全を両立。 	<p>【中・長期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全34国立公園で当地ならではのコンテンツが提供され、目的地化。 <p>【参考】コロナ前には、訪日外国人の国立公園利用者数は1.35倍の667万人(2019年)に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で循環型の仕組みの自走化が実現し、地域資源の「高付加価値な利用」と「保安全管理の向上」が実現。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光先進国の実現。 ・自然保護が図られるとともに、これを利用して地域の社会経済を活性化させ、自然保護へ再投資され、「保護と利用の好循環」が実現。